

四日市市告示第 238号

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市多胎児家庭家事支援サービス費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和 6 年四日市市告示第 1 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

四日市市多胎児家庭家事支援補助券

年 月 日交付 四日市市長

補助対象者	
利用期限	補助券管理番号
年 月 日まで	

<利用者記載欄>

補助対象者名（署名または記名押印）	
住所	
四日市市	
電話番号（ ） -	
利用日	利用時間（自己負担額 ^㉔ ）
年 月 日	<input type="checkbox"/> 1時間以内（自己負担額： 円）
	<input type="checkbox"/> 2時間以内（自己負担額： 円）

<登録家事支援事業者記載欄>

利用料金 ^㉕	補助申請額（ ^㉔ - ^㉔ 又は上限額）
円	円
実施した家事支援サービス（該当するものに「✓」）	
<input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 整理整頓 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
上記日時に家事支援サービスを提供しました。	
（事業者所在地） （事業者名） （代表者） （電話番号） （担当）	

<市記載欄>

補助決定額	円
-------	---

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。